

## 原市七区会館使用細則

1. 七区会館は、損害補填のために火災保険に加入する。保険金はその時点に見合ったものとする。
2. 区員が、転出などにより資格を失ったときは、七区会館についての一切の使用資格も消失する。
3. 会館内は、禁煙とする。
4. 使用申し込みは、原則として2週間以上前とし、使用後は報告書を提出する。
  - (1) 通年利用団体は、前年度に運営委員会へ申し込む。  
日時が未定な団体は、確定時に運営委員会へ通知する。
  - (2) その他の申込は、毎月第1, 第3土曜日9:00~9:30の間、会館で受け付ける。
  - (3) 緊急の場合は、運営委員長から使用許可を受けることができる。
  - (4) 申込用紙は会館及び運営委員宅におく。
  - (5) 使用後の報告書は会館内所定場所もしくは運営委員に提出する。
5. 当会館の基本使用形態およびその基本使用料、備品等の使用料は次の通り定める。
  - (1) 室・基本使用単位及び使用料（単位：円）

室 \ 時間帯	9~12	13~17	18~21	終日
1階大ホール	1,000	1,000	1,000	3,000
1階中ホール	1,000	1,000	1,000	3,000
1階会議室	1,000	1,000	1,000	3,000
2階 和室	1,000	1,000	1,000	3,000

(注) 1階ホールを通しで使用する場合は2,000円

過半数以上が他区区民で使用の場合は、各時間帯1,000増、終日は2,000増

- (2) 冷暖房機使用料：無料とする。
  - (3) 基本使用料の免除  
原市七区主催の会議・行事及び助成金支給団体の会議・行事は原則基本使用料を免除する。
6. この細則に定めなき事項については運営委員長の判断により決定する。
  7. この細則は、平成28年4月3日より施行する。

以上